

## 刑事訴訟法附則第9条に基づく3年後見直しに関する意見書

2022年（令和4年）1月20日

日本弁護士連合会

（意見の趣旨）

当連合会は、刑事訴訟法附則第9条第1項及び第2項に基づく3年後見直しにおいて、以下の内容の規定改正を求める。

### 1 取調べの録音・録画制度について

取調べの録音・録画制度の対象を拡大し、在宅被疑者や参考人の取調べを含めて、全ての事件の取調べの全過程の録音・録画を義務付けるべきである。

### 2 取調べへの弁護人の立会いについて

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者又は弁護人の申出を受けたときは、弁護人を取調べ及び弁解の機会に立ち合わせなければならない旨を規定すべきである。

### 3 保釈制度について

保釈に関する裁判においては、被告人の防御権を踏まえ、被告人が嫌疑を否認したこと、取調べ若しくは供述を拒んだこと、又は検察官請求証拠について同意をしないことを被告人に不利益に考慮してはならない旨を規定すべきである。

### 4 被疑者国選弁護制度について

被疑者国選弁護制度の対象を「被疑者に対して勾留状が発せられている場合」から「被疑者が逮捕された場合」にまで拡大すべきである。

### 5 弁護人の選任に係る事項の教示について

(1) 刑事訴訟法第76条第2項、第77条第2項、第203条第3項、第204条第2項及び第207条第3項に定める被疑者に対する弁護人の選任に係る事項の教示について、「弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先」に加え、「弁護士会に対する弁護人の選任の申出はその資力を問わずすることができる旨」を教示しなければならないものとするべきである。

(2) 刑事訴訟法第209条第2項として、「前項の場合において、第78条中「裁判所」とあるのは、「事件を取り扱う検察官若しくは司法警察員」と読み替えるものとする。」旨を規定すべきである。

### 6 証拠開示制度について

(1) 裁判所は、被告人又は弁護人から公訴事実について争いがあることを理由と

する請求があったときは、第一回公判期日前に事件を公判前整理手続に付さなければならぬものとするべきである。

(2) 公判前整理手続の類型証拠及び主張関連証拠の開示制度を次のように改めるべきである。

① 検察官は、その証明予定事実を証明するために用いる証拠として開示をした証拠以外の証拠（検察官が現に保管している証拠に限らず、当該事件の捜査の経過で作成され又は入手された書面等であつて、公務員等が職務上現に保管しかつ検察官において入手が容易なものを含む。）について、次の場合を除いては、速やかに、被告人又は弁護人に対し、閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧しかつ謄写する機会）を与える方法による開示をしなければならないものとする。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し又は条件を付することができるものとする。

ア 当該証拠が次のいずれにも該当しないとき（ウについては、被告人又は弁護人がその証明予定事実その他公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張を裁判所及び検察官に対し明らかにしたときに限る。）

(ア) 検察官請求証拠の証明力に関連すると認められる証拠

(イ) 開示をすべき証拠物の押収手続記録書面

(ウ) 被告人又は弁護人の主張に関連すると認められる証拠

イ 検察官請求証拠の証明力又は被告人若しくは弁護人の主張との関連性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、当該証拠の開示をすることが相当と認められないとき

② 検察官は、その保管する証拠及び公務員等が職務上現に保管しかつ検察官において入手が容易な証拠について、これを開示しない場合には、被告人又は弁護人に対し、開示しない理由を告げなければならないものとする。

③ 検察官は、次の場合においては、速やかに、被告人又は弁護人に対し、追加して①の規定による証拠の開示をしなければならないものとする。この場合においては、②の規定を準用するものとする。

ア 検察官が証拠を新たに保管するに至ったとき（検察官において入手が容易な証拠について公務員等が職務上保管するに至ったとき、及び公務員等が職務上保管する証拠について検察官において入手が容易になったときを含む。）

イ 検察官がその証明予定事実を証明するために用いる証拠の取調べの請求

を追加したとき

ウ 被告人又は弁護人がその主張又はその追加し若しくは変更すべき主張を裁判所及び検察官に対し明らかにしたとき

#### 7 自白事件の簡易迅速な処理のための制度について

公訴事実について争いがない事件においては、弁護人が選任されかつ同意をしていること、及び裁判所が公開の法廷で被告人の真意等を確認する手続を経ることを条件として、被告人が有罪の答弁をしたときは速やかに量刑審理を開始することができるものとする、有罪答弁制度を導入すべきである。

(意見の理由)

#### 第1 はじめに

2016年5月、「度重なるえん罪事件への反省を踏まえて重ねられた議論」(衆参両院法務委員会附帯決議)に基づき、取調べの録音・録画制度の創設等を内容とする「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」が可決成立し、同改正法(以下「改正刑訴法」という。)は2019年6月までに段階的に施行され、2022年6月には施行後3年が経過する。

改正刑訴法は、法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会(以下「法制審特別部会」という。)の取りまとめに基づくものであり、その調査審議は、①「被疑者取調べの録音・録画制度の導入を始め、取調べへの過度の依存を改めて適正な手続の下で供述証拠及び客観的証拠をより広範囲に収集することができるようにするため、証拠収集手段を適正化・多様化する」、②「供述調書への過度の依存を改め、被害者及び事件関係者を含む国民への負担にも配慮しつつ、真正な証拠が顕出され、被告人側においても、必要かつ十分な防御活動ができる活発で充実した公判審理を実現する」という2つの理念に基づいて行われたものであった<sup>1</sup>。

法制審特別部会の取りまとめは、取調べの録音・録画制度について、「刑事司法における事案の解明が不可欠であるとしても、そのための供述証拠の収集が適正な手続の下で行われるべきことは言うまでもない」、「公判審理の充実化を図る観点からも、公判廷に顕出される被疑者の捜査段階での供述が、適正な取調べを通じて収集された任意性・信用性のあるものであることが明らかになるような制度とする必要がある」旨の共通認識を「基本構想」で確認した上で検討が進められたものであることを指摘し、「制度としては、取調べの録音・録画の必要性が最も

---

<sup>1</sup> 法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果」(2014年7月9日)

高いと考えられる類型の事件を対象とすることとし」た上で、「施行後一定期間を経過した段階で、その施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」ことを求めている。さらに、取りまとめにおいては、「その検討等は、基本構想及び本答申を踏まえて行われるべき」こと、「制度自体の運用状況だけでなく、検察等における実務上の運用としての録音・録画の実施状況や公判における供述の任意性・信用性の立証状況も検討の対象として、客観的なデータに基づき、幅広い観点から分析・評価を行うことが重要である」ことが指摘されている。

改正刑訴法附則第9条第1項は、これを受けて、施行後3年を経過した場合において、取調べの録音・録画等の実施状況を勘案し、取調べの録音・録画等に関する制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。さらに、同条第2項は、取調べの録音・録画制度以外の規定についても、施行後3年を経過した場合において、施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしている。

当連合会は、この間、取調べ及びその他の改正法の施行状況についての情報を収集し、検討を進めてきたが、不適正な取調べは繰り返され、取調べへの過度の依存は改められておらず、「度重なるえん罪事件への反省を踏まえて重ねられた議論」に基づく改正法の理念は実現されていないと評価せざるを得ない。改正法の理念を実現するためには、改正刑訴法附則第9条第1項及び第2項に基づく3年後見直しにおいて、更なる規定の改正の必要がある。

## 第2 取調べの録音・録画制度について

### 1 可視化の「現在地」

当連合会は、刑事司法の在り方を抜本的に見直し、取調べ及び供述調書への依存から脱却するとともに、無辜の不処罰の優先性を明確にした、新たな刑事司法制度の構築が必要であることを訴え続けてきた。法制審特別部会での議論がなされた際にも、取調べ全過程の録音・録画の義務付けを求める旨の意見（2012年6月14日付け「新たな刑事司法制度の構築に関する意見書(その1)」）を表明し、刑事司法制度改革の在り方及び目指すべき具体的な法制度の内容を提言してきたところである。

法制審特別部会での約3年間の議論を経て、成立した改正刑訴法は、裁判員裁判対象事件及び検察の独自捜査事件について、逮捕・勾留下の被疑者の取調べの全過程の録音・録画を義務付ける内容となり、刑事司法改革が歴史的な一

歩を踏み出したと評価できるものであった。

取調べの録音・録画記録を確認することによって、これまでブラックボックスだった取調室における被疑者や取調官の具体的言動を事後的に検証することが可能となった。取調べの録音・録画が、取調べの適正保持や被疑者の権利・利益の保護に資する一定の効果を有することは明らかである。このことは、我が国の刑事司法の現状において確認されている。

一方、検察・警察を問わず、録音・録画のない取調べが、多くの被疑者・被告人に対して今なお実施され続けていることも事実である。録音・録画が実施されない不利益、あるいは、取調べ状況や供述経過を客観的に検証できない不都合を、被疑者・被告人が甘受せざるを得ない事件が数多く存在するという問題は、全事件の録音・録画が法的に義務化されない限り解消されることはない。

全事件の録音・録画義務化は我が国の刑事司法にとって不可欠であり、かつ、可視化の「現在地」を踏まえた次の目的地として、十分到達可能である。我が国の取調べの録音・録画義務付けの範囲が極めて限定的であることは、国際人権法の観点からも批判を受け、国際機関から改善を求めるよう繰り返し勧告を受けている問題である<sup>2</sup>。今こそ、取調べの録音・録画制度の対象を拡大し、在宅被疑者や参考人の取調べを含めて、全ての事件の取調べの全過程の録音・録画を義務付ける法改正を実現すべきである。

## 2 全事件の録音・録画義務付けが必要かつ可能であること

### (1) 録音・録画が実施されたことの効果

改正刑訴法により、裁判員制度対象事件及び検察官独自捜査事件（「司法警察員が送致し又は送付した事件以外の事件」）について、逮捕・勾留されている被疑者を取り調べる場合に限って、取調べの録音・録画が義務化された（第301条の2第4項）。もっとも、これらの事件は、身体拘束を伴う刑事裁判の公判請求事件数の中では3%にも満たず、大部分の事件は、録音・録画義務の対象外とされている。

その上で、検察及び警察は、改正刑訴法施行以前から、義務化対象事件以外であっても取調べの録音・録画を「試行」するとの運用を継続しており、現在は、2019年4月19日付け最高検判第5号「取調べの録音・録画の実施等について（依命通知）」及び犯罪捜査規範第182条の3及び同年4月26日付け警察庁丙刑企発第113号「取調べの録音・録画について」に

---

<sup>2</sup> 国際人権（自由権）規約委員会第6回政府報告書審査にかかる総括所見（2014年8月20日）の Paragraph 18等。

従い、取調べの録音・録画が実施されている<sup>3</sup>。

録音・録画の実施が、取調べの適正保持や被疑者の権利・利益の保護に資する一定の効果を有することを示す事例は別紙①から⑦までのとおり多数存在する。

最高検察庁が開催する「検察運営全般に関する参与会」においても、同庁に設置された監察指導部による取調べの録音・録画記録の監察事案での利用状況等についての報告がなされており、取調べの録音・録画の有用性が確認されている<sup>4</sup>。

## (2) 全事件に拡大する必要性

別紙⑧から⑮までのとおり、検察・警察を問わず、録音・録画が実施されていない状況で、違法・不当な取調べが行われた可能性が高いと見られる事例は数多く存在する。これらの事例では、取調べ状況や供述経過を客観的に検証することは困難であり、弁護人が被疑者・被告人から問題のある取調べ内容等を聴取して、確認と是正を求める苦情申入れを行ったとしても、録音・録画記録が存在しなければ、取調べ監督官等は取調官らのヒアリング等を行うのみで、「調査の結果、問題のある取調べはなかった」などと回答して行くことは珍しくない（別紙⑩）。別紙⑧及び⑨の事例は、供述調書以外の客観的証拠等の内容から虚偽自白の存在が明らかとなり結果的に無罪判決が言い渡されたものである。ただし、もし被告人に有利な証拠が発見されていなければ、虚偽自白を看過したえん罪を生み出していた危険性が高かったことは否定できない。そして、えん罪であることが明らかになった事例であっても、録音・録画が実施されていなければ、虚偽自白を生み出した違法・不当な取調べの実態について、第三者が事後的に検証することが困難となる。このことは、極めて重大な問題である。

さらに、取調べの録音・録画実施事件が増え、実際に作成された取調べ記録媒体を担当弁護人が閲覧する機会も多くなっている中で、明らかになって

---

<sup>3</sup> 2019年4月19日付け最高検察庁「取調べの録音・録画の実施等について（依命通知）」は、裁判員裁判対象事件等の4類型の事件について「遺漏なく」録音・録画を実施することとし、4類型事件以外であっても、録音・録画が必要であると考えられる事件の被疑者及び被害者・参考人の取調べについて、録音・録画の「試行」対象とすることを明記している。また、犯罪捜査規範第182条の3及び2019年4月26日付け警察庁「取調べの録音・録画について」は、裁判員裁判対象事件等の録音・録画の義務化に加え、精神に障害を有する被疑者に対する取調べの録音・録画について努力義務を定め、さらに、それ以外の事件についても、録音・録画実施の必要性が弊害を上回ると判断される際には録音・録画を実施することができる旨明記している。

<sup>4</sup> もっとも、個別の監察事案に関する調査方法や監察結果の妥当性について、検察庁外の第三者が検証できる仕組みはいまだ不十分であると言わざるを得ない。最高検察庁は、監察事案の関連資料、とりわけ、取調べに対する苦情申入れ等が監察の端緒となっている事案について、取調べの実施状況や監察経過が明らかとなる調査資料等について、第三者による、より詳細な検証及びその結果を公表する仕組みづくりを進めるべきである。

きた無視できない事実がある。それは、録音・録画が実施されている場合ですら、取調官が違法・不当な言動により、被疑者・被告人の権利を侵害する事例が決して少なくないことである。録音・録画による取調べの可視化が、違法不当な取調べを抑制する高い効果を有することは間違いない。しかしながら、録音・録画実施下でさえ、違法不当な取調べを行う取調官が一定数存在するというのが、我が国の取調べの実情である。そのような取調官が、録音・録画が実施されていない「密室」で取調べを行う場合、被疑者・被告人の権利が侵害される危険性は、より一層高まると考えるのはごく自然な発想である。

違法・不当な取調べがなされる危険性が常に存在すること及びそのような取調べをできる限り抑制する仕組みが不可欠であることは、全ての事件に共通する。取調べの録音・録画の必要性は、罪名（法定刑の軽重）や事件類型如何にかかわらず肯定されることは明らかと言える。

### (3) 在宅事件の被疑者・被告人及び参考人に拡大する必要性

取調べの録音・録画が必要であることは、身体拘束されていない在宅事件の被疑者・被告人に対する取調べであっても同様である。別紙⑧及び⑨の無罪事例では、いずれも録音・録画義務の対象でない被疑事実の在宅被疑者として取調べが実施された際に、虚偽自白の強要がなされていたものであり、全ての在宅事件で取調べの録音・録画を実施することが不可欠であることを端的に示している。改正刑訴法が、取調べの録音・録画の義務化の対象を、身体拘束下の被疑者・被告人に限定していることの具体的な弊害が明らかとなる事例も多くある。例えば、別紙⑫、⑭及び⑮のように、捜査機関が、逮捕直前の被疑者の取調べについて、いまだ「在宅」であることを根拠に録音・録画を実施しないまま行い、供述調書等を作成するという捜査手法が採られることが珍しくないのである。このような取調べの録音・録画の義務化の潜脱とも言える捜査手法を採らせないためにも、取調べの録音・録画の義務化の対象を、在宅の被疑者にまで拡大する必要性は高い。受刑者等拘禁施設において身体拘束を受けている者が、実質的には取調べを受けることを強制されているにも関わらず、法律上「在宅被疑者」と扱われるために録音・録画が義務付けられていないという問題も実務上指摘されている。

いわゆる厚生労働省元局長事件は、在宅被疑者として取り調べられた多数の関係者が検察の筋書きに沿った内容虚偽の供述をしたことが明らかとなった事案であり、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）改正のまさに契機となった。逮捕を恐れる在宅被疑者が巻き込み供述をする危険が大きいことや、

取調べにおいて逮捕や起訴の回避と引き換えに獲得された供述は、そのことが裁判所に明らかにされないことから、信用性が十分に慎重に検討されず、それによってえん罪が作り出される危険は極めて大きいことは、従前から指摘されていたものであった。そして、改正刑訴法施行後、厚生労働省元局長事件と同じく大阪地方検察庁特別捜査部が捜査（取調べ）を担当した業務上横領事件について無罪判決が言い渡されている<sup>5</sup>。同事件では、被告人の「共犯者」とされた人物が、検察官から不当な発言で圧力をかけられ、被告人と共謀したかのような虚偽供述をしたことが明らかとなっている。改正刑訴法の施行後も、依然として、被疑者・被告人とされた者が、捜査機関の予断に基づき作出された第三者の虚偽供述によって訴追され、えん罪の被害者とされる危険性が存在することは否定できない。法制審特別部会の取りまとめにおいては、「実務上の運用において、可能な限り、幅広い範囲で録音・録画がなされ、かつ、その記録媒体によって供述の任意性・信用性が明らかにされていくことを強く期待する」ことが表明され<sup>6</sup>、参議院法務委員会においても「逮捕又は勾留されている被疑者以外の者の取調べに係る場合を含む」取調べ等の録音・録画をできる限り行うように努めることが決議された<sup>7</sup>。

違法・不当な取調べがなされる危険性は、被疑者が身体拘束を受けているかあるいは身体拘束を受ける前か後かによって何ら異なることはない。そして、えん罪の原因となる虚偽供述を生み出す不当な取調べがなされる危険性は、供述者が「参考人」である場合も変わりはない。取調べの録音・録画義務化は、在宅事件の被疑者及び参考人の取調べにまで拡大する必要が高いことは明らかである。取調べへの過度の依存の見直しという改正刑訴法の目的を実現するためにも、在宅被疑者や参考人の取調べを含めて、全ての事件の取調べの全課程について、録音・録画を義務付けることが必要である。

#### (4) 合意制度の実施状況が示す録音・録画の必要性

「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度」（以下「合意制度」という。）は、取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方を根本的に見直し、新たな刑事司法制度を構築する観点から、証拠収集に占める取調べの比重を低下させるための手法として導入されたものであると説明されて

<sup>5</sup> 大阪地方裁判所令和3年10月28日判決

<sup>6</sup> 法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果」（2014年7月9日）10頁

<sup>7</sup> 参議院法務委員会「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（2016年5月19日）



きた<sup>8</sup>。そして、国会審議においては、合意制度を創設する以上、その要件を満たさない事実上の取引は違法となり、事実上の取引に基づいて公判に顕出された証拠については、証拠能力が否定され得ることが確認された<sup>9</sup>。

ところが、2018年に合意制度が施行されてからの3年間に、この制度が適用された事件として公になっているのは、わずか3件である。他方、捜査機関は、合意制度の施行後も、長時間・長期間・多数回の取調べにより、捜査機関の筋書きどおりの供述を得る従来型の捜査を繰り返しており、当連合会には、取調官が、被疑者に対し、黙秘権を侵害し、供述を強要する言動に及んだ事例が多数報告されている。

このことからすれば、合意制度の適用例が少ない事実をもって、巻き込み供述の助長が防止されていると評価することはできない。法改正の目的に反して、取調べに過度に依存した捜査は解消されていないのが実情であり、ここでは、録音・録画されていない取調べにおいて巻き込み供述が助長され、その信用性が十分に慎重に検討されることなくえん罪が作り出されているおそれが大きいと言わざるを得ない。捜査機関は、従来どおり、録音・録画をしない取調べにおいて供述を獲得していることによって、供述の信用性が慎重に検討されることを回避していると言わざるを得ず、ここでは、合意制度の創設によって違法とされた事実上の取引が行われていることも強く疑われる。

このような合意制度の実施状況も、在宅被疑者や参考人の取調べを含めて、全ての事件の取調べの全課程について、録音・録画を義務付けることの必要性を示している。

#### (5) 全事件への拡大が可能であること

改正刑訴法の施行や同法施行前後に発出された通知等を受けて、検察及び警察は、相当数の事件で、取調べの録音・録画を実施してきている。取調べの録音・録画を実施するための人的・物的体制の整備やノウハウ等の蓄積も十分になされてきたと言える。

検察における録音・録画実施件数は、2015年度には5万9411件<sup>10</sup>(うち、改正刑訴法下での録音・録画義務化対象事件は3311件)であったも

<sup>8</sup> 吉田雅之『一問一答 平成28年刑事訴訟法等改正』(商事法務, 2018年) 56~57頁

<sup>9</sup> 第190回国会参議院法務委員会会議録第9号(2016年4月21日) 20頁〔林眞琴法務省刑事局長答弁〕

<sup>10</sup> 一部実施(取調べの全過程の録音・録画が実施されていないもの。)を含む。

のが、2020年度は9万6840件（同2540件）となっている。各年度に検察庁が受理した全身体拘束事件<sup>11</sup>数に占める録音・録画実施事件数の割合は、2015年度が約50.2%（全身体拘束事件数11万8453件）であったものが、2020年度には約93.7%（同10万3383件）と大幅に増えており、全身体拘束事件につき録音・録画を実施した場合とほぼ変わらない件数となっている。在宅事件を含む全被疑事件<sup>12</sup>の総数は、例年減少傾向にあり、2019年度以降は30万件を下回っている<sup>13</sup>こと等も踏まえれば、在宅事件を含む全事件での録音・録画実施を義務化することは、十分に実現可能である。

なお、警察における録音・録画実施件数の推移は、2015年度には4185件<sup>14</sup>（改正刑訴法下での録音・録画義務化対象事件は3217件）であったものが、2020年度は1万2066件<sup>15</sup>（同3544件）となっている。各年度に警察が被疑者を逮捕した全事件（検察官送致前に釈放されたものを含む。）数に占める録音・録画実施件数の割合は、2015年度が約3.3%（全逮捕事件数12万5897件<sup>16</sup>）であったものが、2020年度は約11.5%（同10万5109件<sup>17</sup>）となっており、実施割合は増加しているものの、検察と比較して、義務化対象事件以外の録音・録画実施には極めて消極的であることが明らかとなっている。このような警察の実施状況をもって、警察での取調べにつき全事件の録音・録画を義務付けることは非現実的であると時期尚早であるなどと評価することは誤りである。改正刑訴法が施行され、録音・録画に必要な撮影機器や取調室等の整備が十分になされていると見られるにもかかわらず、検察よりはるかに豊富なマンパワーを有する警察が、いま大半の事件で録音・録画を実施していないという実情は、義務化されない限り録音・録画を実施しようとしめない警察の姿勢を端的に示すものであり、むしろ、法律による義務化の必要性を裏付けている。

録音・録画実施事件の件数が倍増したからといって、それに比例して捜査に要する設備や人員が増加するなどということはない。もともと行われている取調べに際して、撮影機器の操作や記録媒体の管理（それらに付随する報

---

<sup>11</sup> 自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反被疑事件を除く。

<sup>12</sup> 同上

<sup>13</sup> 2020年「既済事由別 既済となった被疑事件の捜査の端緒別人員」の総数は28万3925件。

<sup>14</sup> 「裁判員裁判対象事件等」（2936件）及び「精神に障害を有する被疑者」（1249件）の取調べの合計件数であり、一部実施（取調べの全過程の録音・録画が実施されていないもの。）を含む。

<sup>15</sup> 「裁判員裁判対象事件等」（3462件）及び「精神に障害を有する被疑者」（8604件）の取調べの合計件数であり、一部実施（取調べの全過程の録音・録画が実施されていないもの。）を含む。

<sup>16</sup> 検察統計（2015年）「43 既済事由別 既済となった事件の被疑者の逮捕及び逮捕後の措置別人員」

<sup>17</sup> 検察統計（2020年）「43 既済事由別 既済となった事件の被疑者の逮捕及び逮捕後の措置別人員」

告書の作成)等を行う若干の事務処理が加わるとはいえ、むしろ、効率的な取調べに資する面もある。すなわち、検察はもちろん、警察においても、在宅事件の被疑者や参考人等を含め、全事件における取調べの録音・録画が法律によって義務化された場合にも十分対応が可能であることは、現在の運用からも明らかとなっている。少なくとも、義務化対象事件の拡大までに相応の期間を設け、必要に応じた予算措置等を講じれば、近い将来これを実現することに何らの障害もないと考えられる。

### 3 まとめ

改正刑訴法の成立に向けた議論を踏まえて、同法施行後の現状を見たとき、取調べの録音・録画の範囲については、これを拡大する方向性を選択するしかない。

事後的検証が困難であり、えん罪を生み出す危険性が高い密室での取調べを今なお多くの事件で許容していることは、我が国の刑事司法の重大な問題であり、取調べの録音・録画の義務化の対象を全事件に拡大することで早急に解消されなければならない。

「3年後見直し」においては、取調べの録音・録画制度の対象を拡大し、在宅被疑者や参考人の取調べを含めて、全ての事件の取調べの全過程の録音・録画を義務付ける法改正を行うべきである。

## 第3 取調べへの弁護人の立会いについて

### 1 弁護人を取調べに立ち合わせる権利

被疑者が取調べに弁護人を立ち合わせてその助言を受けることを求めても、捜査機関がそれを妨げて取調べを行っている実務の現状は、もとより憲法が保障する弁護人の援助を受ける権利(第34条,第37条第3項)及び黙秘権(第38条)を侵害するものであり、弁護人を取調べに立ち合わせる被疑者の権利を確立することが必要である。当連合会は、2018年4月13日付けで「弁護人を取調べに立ち合わせる権利の明定を求める意見書」を公表し、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者又は弁護人の申出を受けたときは、弁護人を取調べ及び弁解の機会に立ち合わせなければならない旨を刑訴法上に明定すべきことを提言した。

### 2 3年後見直しと合わせて検討する必要性

刑訴法上、弁護人の取調べへの立会いを否定する規定は存在しない。むしろ、弁護人の取調べへの立会いは、憲法が保障する弁護人の援助を受ける権利及び黙秘権から導かれるものであり、犯罪捜査規範には、弁護人の取調べへの立会

いを前提とする規定が存在する（第180条第2項）。ところが、実務上は、長年にわたり、弁護人の取調べへの立会いが否定されてきた。

このような取調べの実務に対する国際的な批判は一段と高まっており、2020年11月には、国際連合の恣意的拘禁作業部会が、弁護人の立会いのない中で長時間行われた取調べを含む拘禁を「恣意的拘禁」と認定する意見書を発表した。

そして、2020年12月に取りまとめられた「法務・検察行政刷新会議報告書」においても、「平成28年改正刑事訴訟法の3年後検討が予定されていることから、（中略）3年後検討の場を含む適切な場において、弁護人立会いの是非も含めた刑事司法制度全体の在り方について、社会の変化に留意しつつ、刑事手続の専門家以外の多様な視点も含めた幅広い観点からの検討がなされるよう適切に対応すること」が要望されたのであり、改正刑訴法の見直しと合わせて、弁護人を取調べに立ち会わせる権利を明定すべきである。

#### 第4 保釈制度について

##### 1 保釈制度に関する国会の附帯決議

改正刑訴法においては、裁量保釈の判断に当たり「身体の拘束の継続により被告人が受ける健康上、経済上、社会生活上又は防御の準備上の不利益」を考慮すべきことが明記された（第90条）。そして、その改正法の成立に当たっては、衆参両院の法務委員会において、同改正が「度重なるえん罪事件への反省を踏まえて重ねられた議論に基づくものであること」に鑑み、その施行に当たり、「保釈に係る判断に当たっては、被告人が公訴事実を認める旨の供述等をしていないこと又は黙秘していることのほか、検察官請求証拠について刑事訴訟法第326条の同意をしないことについて、これらを過度に評価して、不当に不利益な扱いをすることとならないよう留意するなど、本法の趣旨に沿った運用がなされるよう周知に努めること」について、政府及び最高裁判所は格段の配慮をすべきであるとする附帯決議がなされた。

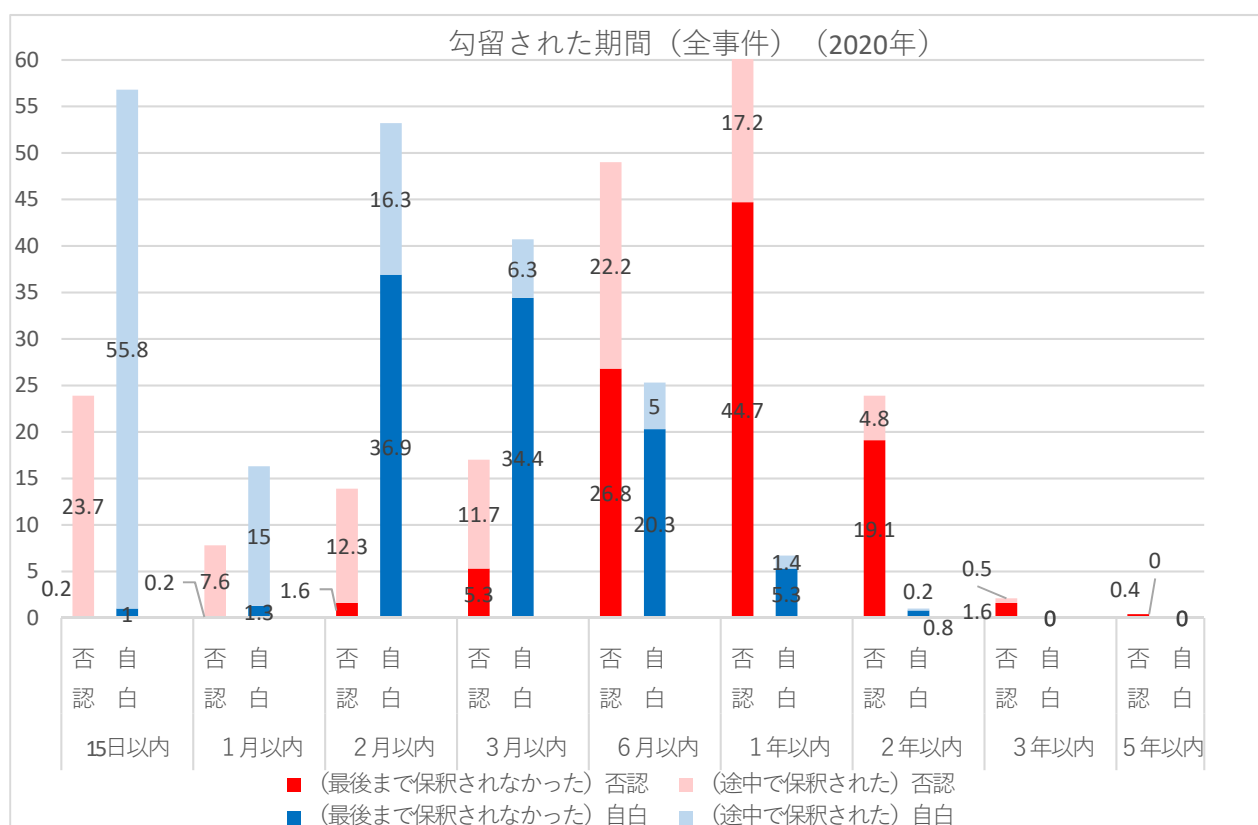
##### 2 保釈の運用状況

その後の保釈の運用状況を見ると、司法統計によれば、2020年においても、同年中に勾留状を発付された被告人員に対する同年中に保釈を許可された人員の割合は、31.35%にとどまっている。これは、裁判に付される者を抑留することが原則であってはならないと定めた国際人権（自由権）規約第9条第3項に違反する事態が解消されていないことを意味する。

そして、当連合会が最高裁判所から提供を受けた統計情報によれば、地方裁

判所の通常第一審における保釈率は、2016年から2020年までの地方裁判所の通常第一審における保釈率は、自白事件では29.6%、31.4%、31.6%、33.1%、32.1%と推移し、否認事件では26.1%、27.5%、28.5%、28.2%、27.6%と推移しており、一貫して否認事件の保釈率が自白事件の保釈率よりも低くなっている。

さらに、2020年の否認事件における勾留期間に目を向けると、保釈された者全体の中で、保釈されるまでの勾留期間が15日以内は23.7%、15日以上1月以内が7.6%、1月以上2月以内が12.3%、2月以上3月以内が11.7%、3月以上6月以内が22.2%、6月以上1年以内が44.7%、1年以上2年以内が19.1%となっている。そして、否認事件で最後まで保釈されなかった者について、勾留期間が1月以内は0.4%、1月以上2月以内が1.6%、2月以上3月以内が5.3%、3月以上6月以内が26.8%、6月以上1年以内が44.7%、1年以上2年以内が19.1%となっている。これを自白事件の場合と比較したグラフは以下のとおりである。



すなわち、無罪を主張している被告人は、保釈される人が3割を下回り、その保釈された人たちの4割以上は3月以上勾留された後に保釈されている。また、最後まで保釈されないまま判決を迎えた7割以上の人について、判決までの勾留期間が6月以上の者が6割を超えているのが現状である。

### 3 「人質司法」の問題

この現状は、無罪を主張し又は黙秘権を行使している被告人を殊更に長期間身体拘束し、身体拘束が自白を強要し、無罪主張を困難にさせる手段として機能している「人質司法」の本質がいまだに改められていないことを示している。

そして、改正刑訴法が「度重なるえん罪事件への反省を踏まえて重ねられた議論に基づくものであること」や、その施行に当たり、「保釈に係る判断に当たっては、被告人が公訴事実を認める旨の供述等をしないこと又は黙秘していることを過度に評価して、不当に不利益な扱いをすることとならないよう留意する」との附帯決議の趣旨が生かされていないことを示している。

このような「人質司法」というべき勾留・保釈の運用が許されないことは、当連合会が2020年11月17日付けで公表した「「人質司法」の解消を求める意見書」のとおりである。

### 4 まとめ

改正刑訴法の趣旨を全うし、「人質司法」を解消するためには、国会の附帯決議の内容を法制化する必要がある。具体的には、「被告人が嫌疑を否認したこと、取調べ若しくは供述を拒んだこと、又は検察官請求証拠について同意をしないことを被告人に不利益に考慮してはならない」旨を明文で定めるべきである。

## 第5 被疑者国選弁護制度について

### 1 被疑者国選弁護制度の創設と拡大の趣旨

司法制度改革審議会は、2001年の意見書において「被疑者に対する公的弁護制度を導入し、被疑者段階と被告人段階とを通じ一貫した弁護体制を整備すべきである」と明記し、これを受けて、被疑者国選弁護制度が法制化され、実施されるに至った。そして、改正刑訴法において、被疑者国選弁護制度の対象事件が「被疑者に対して勾留状が発せられている場合」全てに拡大された。

他方、2001年12月に設置された司法制度改革推進本部公的弁護制度検討会や2011年の法制審特別部会において、被疑者国選弁護人を選任する要件の審査に当たり、裁判官が直接被疑者に確認することが必要な場合もあり得ると考えられ、逮捕段階の選任が困難な場合が想定されることや、弁護士会の対応態勢が整わないのではないかとということが指摘され、改正刑訴法において、逮捕段階の国選弁護制度は見送られた。

### 2 身体拘束を受けた全ての被疑者に弁護人の援助を受ける権利が保障されるべきであること

しかし、憲法第34条前段は「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに

弁護人に依頼する権利を与えられなければ、抑留又は拘禁されない。」と規定しており、この弁護人に依頼する権利は「身体の拘束を受けている被疑者が、拘束の原因となっている嫌疑を晴らしたり、人身の自由を回復するための手段を講じたりするなど自己の自由と権利を守るため弁護人から援助を受けられるようにすることを目的とするもの」であるから、「被疑者に対し、弁護人を選任した上で、弁護人に相談し、その助言を受けるなど弁護人から援助を受ける機会を持つことを実質的に保障しているもの」である<sup>18</sup>。

そうすると、被疑者の資力によって、弁護人から援助を受ける機会を左右されることは、憲法第34条前段が保障する弁護人の援助を受ける権利を十分に実現しているものとはいえない。身体拘束された全ての被疑者に対し、国費によって、弁護人から援助を受ける機会を保障することは国の責務である。

なお、全国の弁護士会は逮捕・勾留された被疑者に弁護士を派遣する当番弁護士制度を実施しているほか、当連合会は日本司法支援センターに委託して刑事被疑者弁護援助事業を実施しているが、本来、これらは国費により実施されるべきものであり、弁護士会及び当連合会の制度はあくまで時限的な措置である。

### 3 弁解録取及び最初の取調べ前に弁護人の援助を受ける機会の必要性

逮捕された被疑者は、司法警察員及び検察官から弁解の機会が与えられ、そこで作成された弁解録取書は、勾留審査における資料となり、場合によっては公判での証拠となり得る。

もともと弁解録取は、被疑者に犯罪事実について弁解する機会を与えるものであり、捜査機関から見れば犯罪事実について被疑者から弁解を聞くだけの手続であるが、実体としては取調べとの区別がつきにくく、特に取調べの録音・録画制度や勾留決定後の被疑者国選弁護制度が開始されるようになってからは、弁解録取と言いつつ、実際には取調べが行われることが多くなっている。

弁解の機会であっても、また、実質的に取調べであるときにはなおのこと、被疑者の初期供述はその後の処分や裁判に大きな影響を与える非常に重要なものであるから、被疑者は弁解録取や最初の取調べを受ける前に、刑事裁判（公判）の冒頭手続において被告人の権利を保護するために必要な事項が告げられるがごとく、弁解録取や取調べにおける供述の刑事手続における意味を告げられた上で、弁解録取や取調べにどう対応していくのかの説明を受ける必要がある。EUでは最初の尋問（取調べ）前に弁護人の援助を受ける権利が与えられな

---

<sup>18</sup> 最高裁平成11年3月24日大法廷判決（民集53巻3号514頁）

ればならないとされているが、それはEUに限ったことではなく、我が国でも同様である。

捜査機関による弁解録取や取調べがなされる前に国選弁護人が付されることで、取調べの適正さがより確保されることになるし、被疑者における供述の自由が確保されることとなり、ひいては捜査段階の被疑者の供述が公判で不毛な争いになることの減少にもつながり得ると言える。

#### 4 勾留手続における弁護人の必要性

被疑者は、勾留されると10日間又は20日間までその身体を拘束され、その間、多数回、長時間にわたり捜査機関による取調べを受ける。ここ数年間の被疑者の勾留件数は年間10万件前後に及ぶ。

被疑者は、仮に有罪判決に至らなくても、逮捕・勾留という身体拘束により家族や職を失うこともあり、その身体拘束が被疑者の社会的、経済的な日常生活に及ぼす影響は絶大である。

本来ならば、被疑者の身体拘束は必要最小限にとどめられなければならないはずである（刑事手続の謙抑性、比例原則）が、実際には、必要性、相当性を欠く身体拘束の数は多い。被疑者国選弁護制度が始まる前は0%台であった勾留請求却下率が、同制度が開始された2009年頃から1%前後となり、その後、被疑者国選弁護制度の対象範囲が拡大するにつれて上昇し、近年は5%前後となっていることは、国選弁護人の活動により必要性、相当性を欠く勾留決定が却下されるようになってきていることを如実に物語るものである。

必要性、相当性を欠く身体拘束の状態は、可能な限り早い時期に解消されなければならないはず、勾留決定がなされてからでは遅い。

また、勾留手続は、捜査機関が逮捕した被疑者の身体拘束を継続すべきかどうかを審査する司法手続であり、しかも身体拘束が被疑者の日常生活に与える影響が絶大であることも考慮すれば、被疑者の側にも勾留の必要性、相当性があるとは言えないことを示す主張や資料を提示する機会が与えられなければ、裁判官が被疑者を勾留すべきかどうかについて適正な判断をすることは難しい。実際にも、捜査機関側から示される資料のみで勾留決定がなされることがほとんどのため、必要性、相当性のない勾留がなされるケースが多いと考えられる。

勾留手続の段階で、被疑者が弁護人の援助を受けることができれば、勾留の必要性、相当性があるとは言えないことを示す資料を提示すること可能性が高まり、裁判官がより適正な判断をすることが可能となる。

したがって、勾留手続の段階で被疑者が弁護人の援助を受けることは重要で



あり，そのためには逮捕段階で国選弁護人が選任される制度が必要である。

## 5 逮捕段階における国選弁護人選任手続

これまで，逮捕段階における国選弁護制度は，弁護士会として対応態勢を整えることができるのか，また，選任手続の上で裁判官が直に被疑者に確認しなければならない場合もあり得ると考えられ，逮捕段階でそれをすることが困難ではないかという問題があるとして，その本格的な検討が見送られてきた。

しかしながら，弁護人の対応態勢との関係で言えば，被疑者国選弁護人名簿の登録者は，2006年には6300人弱であったものが，2020年2月には1万9000人近くにまで増加した。この増加傾向は，司法制度改革による弁護士の数の増加によるものであり，もう少し続くものと見られる。仮に1年当たりの逮捕件数をここ数年の傾向から見て約11万件とし，国選弁護人選任率（逮捕された件数のうち被疑者国選弁護人が付される割合）を70%と推定すると，被疑者国選弁護人名簿の登録者1人当たりの年間受任件数は4件程度となる。逮捕された被疑者が必ずしも勾留されるものではなく，勾留された被疑者が起訴されずに釈放される件数も多い（検察統計から見ると，勾留後の措置として勾留中公判請求は勾留総数の半分以下である。）ことを考えると，1件当たりの国選弁護事件に要する職務期間は短いことが多いと言える。

これらのことを考慮すると，弁護人の対応態勢はほぼ整っていると言える。ここで「ほぼ」整っているというのは，離島という弁護士の所在地からの遠隔地や，冬期の悪天候による交通途絶のため，逮捕段階で国選弁護人選任に至らないことがあり得ることを考慮したものであり，大方の事件では弁護人の対応態勢に問題はないと言ってよい。

また，国選弁護人選任手続は，實際上，国選弁護人選任請求書と資力申告書といった書面による審査のみで行われており，勾留手続以外のときに被疑者から国選弁護人選任請求がなされた場合でも，裁判官は，選任のための審査に当たり，捜査関係記録を捜査機関から取り寄せたり，被疑者に直接確認したりするところを行ってはいない。

したがって，逮捕段階における国選弁護人選任手続においても，その審査に当たり直接被疑者に確認することが必要となる場面は考えにくい。

以上のように，逮捕段階の国選弁護制度を実現する上でこれまで問題とされてきたものについて，弁護士会の対応態勢の問題は既に解消されたと言え，また，被疑者国選弁護人を選任する要件の審査に当たっての裁判官の手続の問題は実際には生じないと言える。

逮捕段階の国選弁護制度を実施する上での実務上の問題はクリアされている

とすべきである。

## 6 まとめ

以上のとおり、司法制度改革審議会の意見書は被疑者段階と被告人段階とを通じ一貫した弁護体制を整備すべきであるとしているが、逮捕された被疑者に国選弁護人が選任される制度が構築されなければ上記意見が反映された国選弁護制度とならないこと、被疑者には逮捕されたときから弁護人の援助を受ける必要があり、弁解録取や最初の取調べの前、あるいは勾留手続において、公的弁護人が選任される制度が必要であること、その必要性は取調べの録音・録画制度や勾留決定後の国選弁護制度が実現した現代においてなお高まっていること、逮捕段階の国選弁護制度を実現する上でこれまで不安材料とされてきた弁護人の対応態勢や裁判官の審査上の手続の問題は解消されていると言えることなどから、逮捕段階の国選弁護制度は早急に構築、実現されるべきである。

よって、被疑者に対して勾留状が発せられている場合を対象とする被疑者国選弁護制度は、「被疑者が逮捕された場合」にまでその範囲を拡大すべきである。

## 第6 弁護人の選任に係る事項の教示について

### 1 現状

改正刑訴法により、弁護人の選任に係る事項の教示の規定が新設された。これにより、「弁護士会」を指定した弁護人の選任を申し出ることができる旨の教示として、各弁護士会が運用している当番弁護士制度が適切に教示され、資力がない被疑者も当連合会の勾留前被疑者援助制度を利用することにより、弁護人による援助の充実化が図られることが期待されていた。

ところが、逮捕段階の当番弁護士派遣率（全国平均）は、2016年以降2020年まで、25.2%、28.4%、29.0%、28.6%、27.6%と推移しており、いまだに全国平均30%を下回っている<sup>1920</sup>。

### 2 現状分析

逮捕段階の当番弁護士派遣率が2016年以降上昇せずに、全国平均30%を下回っている原因として、①弁解録取の現場での教示に際し、「弁護士会」としか説明せず、弁護士会を指定した場合に派遣される弁護士とは「管内の弁護士会の設置する弁護士派遣名簿に基づく弁護士」であり、「初回接見無料」であ

<sup>19</sup> 日弁連統計「逮捕中の当番弁護士要請数」／「逮捕件数（推定値）」

<sup>20</sup> 一方、勾留決定時の被疑者国選弁護人選任率は、2019年全国81.2%、2020年全国80.8%である。

ることの説明がされていないこと、②「自らの費用で弁護人を選任したいときは」という文言が記載された説明資料が用いられていることにより、「弁護士会を指定して弁護人を選任する場合もお金がかかる」との誤解を招いていること、③弁解録取を行う警察官も教示内容を誤解し「お金がないなら国選弁護人しか選任できない」と勾留決定されるまで弁護人を要請できないとの誤解を与えていること（弁解録取時の録音・録画で教示状況を確認した各弁護士会の会員より何件も同様の報告がなされている。）、④刑訴法第209条が準用する刑訴法第78条第1項の規定により、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出る申出先が「裁判所又は刑事施設の長若しくはその代理者」とされており、文言上、捜査官が含まれていないことから、逮捕直後等の弁解録取時に被疑者が弁護人の選任を申し出ても、被疑者が留置施設に入ってから弁護士会に弁護人の選任の通知がされるのが通例となっていることなどが考えられる。

### 3 改善策

資力を問わず弁護人選任の申出の機会を被疑者に与えるのが改正法の趣旨であることに照らし、刑訴法第203条第3項を始めとする弁護人の選任に係る事項の教示の規定を改正する必要がある。具体的には、「弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先」に加え、「弁護士会に対する弁護人の選任の申出はその資力を問わずすることができる旨」を教示しなければならないものとすべきである。

また、現行刑訴法上も、第209条により第78条が準用される場合、事件を取り扱う検察官又は司法警察員が弁護人選任の申出を受け、弁護士会等に通知する義務を負うものと解釈されているが、第209条第2項を新設し、「裁判所」とあるのを、「事件を取り扱う検察官若しくは司法警察員」と読み替える明文規定を設けることにより、弁護人の選任の申出を受けた検察官又は司法警察員が直ちに弁護士会等に通知しなければならない旨を明確にすることが、逮捕後直ちに弁護人の援助を受けることを予定している法の趣旨を実現するために必要である。

## 第7 証拠開示制度について

### 1 証拠開示制度の見直しの必要性

現行刑訴法の証拠開示制度は、公判前整理手続に付された事件を対象として、被告人側に、検察官請求証拠の証明力判断に重要な類型証拠及び被告人側の主張に関連する証拠の開示請求権を認めるものである。改正刑訴法においては、

「証拠開示制度の拡充」を目的として、証拠の一覧表の交付手続の導入、公判前整理手続の請求権の付与、証拠開示の対象の拡大が図られた。

国際人権（自由権）規約委員会は、1998年11月5日、第4回日本政府報告書に対して「委員会は、規約第14条3に規定された保障に従い、締約国が、防禦権を阻害しないために弁護側がすべての関係資料にアクセスすることができるよう、その法律と実務を確保することを勧告する」との見解を表明しており、当連合会も、被告人に有利な証拠が隠されることにより事実を誤認して人を処罰することを防止するために、全ての事件に適用される全面的証拠開示規定の創設を求めている。

現行刑訴法の証拠開示制度は、そもそも対象とする事件及び証拠を限定している点で十分なものではないが、その基本的な枠組みを前提とするとしても、その施行の状況に照らし、見直しが必要である。

## 2 公判前整理手続の改善

改正刑訴法においては、「証拠開示制度の拡充」の一環として、当事者に公判前整理手続の請求権が付与された。しかし、その施行の状況を見ると、被告人側が公判前整理手続を請求したにもかかわらず、裁判所がこれを却下し、その結果、被告人に証拠開示請求権が認められていない例が少なからず存在する。

当連合会が最高裁判所から提供を受けた統計資料によると、2020年9月から11月までの3か月の間に、弁護人が公判前整理手続を請求したのは44件であるが、裁判所がこれを受けて公判前整理手続に付する決定をしたのは22件であり、却下したのは16件である。この44件のうち、否認事件は32件あったが、そのうち裁判所が公判前整理手続に付する決定をしたのは16件であり、却下したのは12件である。公判前整理手続に付されなければ、被告人側は、検察官請求証拠の証明力の判断に重要な証拠及び被告人側の主張に関連する証拠すら開示を受けることができないまま防御を強いられるのであり、被告人に有利な証拠が隠されることにより事実誤認により処罰される危険性は大きい。

当連合会が2019年に実施した調査においても、弁護人が公判前整理手続に付すことを請求したが裁判所がこれを却下した事例が多数報告されている。報告事例の大半は公訴事実には何らかの争いがあり、事件性や犯人性のほか、責任能力や違法収集証拠排除が問題となる事案など、被告人の防御のために、検察官主張の明示や広範な証拠開示の必要性が典型的に高いと考えられるものが多く含まれていた。また、請求を受けた裁判所が、公判前整理手続に付すか否かの決定を保留したまま、数か月間にわたり五月雨式に打合せ期日を重ねなが

ら、検察官による任意の証拠開示の下で、事実上の「争点整理」を行おうとする運用が全国的に認められるという実態も明らかとなった。このような運用について、担当弁護士からは、任意の証拠開示では不十分であったとの意見や、速やかに公判前整理手続に付していた方が結果的に迅速な争点整理が行えたのではないかとの意見が寄せられている。

このような施行の状況は、「証拠開示制度の拡充」という改正法の目的に沿わないものである。改正刑訴法は、「度重なるえん罪事件への反省を踏まえて重ねられた議論に基づくもの」(衆参両院法務委員会附帯決議)であったことに鑑み、えん罪事件を防止するため、少なくとも否認事件においては、確実に証拠開示請求権が認められるようにする必要がある。

そこで、刑訴法第316条の2を改正し、裁判所は、被告人又は弁護士から公訴事実について争いがあることを理由とする請求があったときは、第一回公判期日前に、事件を公判前整理手続に付さなければならないものとするべきである。

### 3 証拠開示制度の改善

現行刑訴法の証拠開示制度は、開示の対象を検察官請求証拠の証明力判断に重要な類型証拠及び被告人側の主張に関連する証拠に限定するものであるが、それに加え、開示請求の手続として、被告人側が開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項及び防御の準備のために当該開示が必要である理由を明らかにして請求することが必要とされている。

そのため、被告人側が検察官請求証拠の開示を受けてから、上記の事項を明らかにして類型証拠開示を請求し、検察官が要件該当性を判断して回答し、被告人が予定主張を明示して、上記の事項を明らかにして主張関連証拠開示を請求し、検察官が要件該当性を判断して回答するという作業が何度も繰り返されている。改正刑訴法では、証拠一覧表の交付制度も創設されたが、証拠一覧表には要件該当性を判断するために必要な事項が必ずしも記載されていないため、証拠開示請求に先立って、証拠一覧表の記載についての求釈明と回答に時間が費やされるような事態が生じている。その結果、被告人側が防御の準備のために必要な証拠の開示を受けるために、数か月、事件によっては1年以上を要することがあり、被告人の迅速な裁判を受ける権利が侵害される事態が生じている<sup>21</sup>。証拠開示の手続の遅延は、被告人が身体拘束されているとき、より深刻な

---

<sup>21</sup> 2020年の地方裁判所における刑事通常第一審事件の平均審理期間を見ると、公判前整理手続に付されなかった人員の平均審理期間3.4月に対し、公判前整理手続に付された人員の平均審理期間は13.1月であ

害悪をもたらしている<sup>22</sup>。防御の準備のための手続である証拠開示にこのような時間と労力を費やすのは不合理であり、見直しが必要である。

全面的証拠開示規定を創設すれば、被告人側が防御の準備のために必要な証拠の開示を受けるために不合理な時間と労力を費やす必要はないことになるが、開示の対象を検察官請求証拠の証明力又は被告人側の主張に関連する証拠に限定するとしても、開示請求と回答の往復を繰り返すことなく、迅速に開示がなされるよう、手続を合理化することが必要である<sup>23</sup>。

そこで、現行刑訴法の類型証拠開示及び主張関連証拠開示の規定を改正し、検察官は、原則として証拠（検察官が現に保管している証拠に限らず、当該事件の捜査の経過で作成され又は入手した書面等であって、公務員等が職務上現に保管しかつ検察官において入手が容易なものを含む。）の開示をしなければならぬものとし、例外として、①検察官請求証拠の証明力にも被告人側の主張にも関連しない証拠及び②被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、開示をすることが相当と認められない証拠、については開示義務を負わないものとするべきである<sup>24</sup>。

そして、検察官は、証拠を開示しない場合には、被告人又は弁護人に対し、開示しない理由を告げなければならないものとし、①証拠を新たに保管するに

---

り、公判前整理手続の長期化が対処すべき問題となっている（最高裁判所「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第9回）」（2021年）134頁，15頁）。

<sup>22</sup> 当連合会が最高裁判所から提供を受けた統計資料によると、2020年地方裁判所の通常第一審における公判前整理手続を実施した勾留人員のうち、80.9%が保釈されていない。

<sup>23</sup> 韓国刑事訴訟法は、日本と同様、検察官請求証拠の証明力又は被告人側の主張に関連する証拠を対象とする証拠開示制度を採用しているが、証拠開示手続の遅延を回避する仕組みが設けられている。すなわち、韓国刑事訴訟法第266条の3は、被告人又は弁護人は、①検事が証拠として申請する書類等、②検事が証人として申請する者の氏名・事件との関係等を記載した書面又はその者が公判期日に行った陳述を記載した書類等、③①又は②の書面又は書類等の証明力と関連する書類等及び④被告人又は弁護人が行った法律上・事実上の主張と関連した書類等の閲覧・謄写又は書面の交付を請求することができるものとし（第1項）、検事は、相当な理由があると認めるときに限り、閲覧・謄写又は書面の交付を拒否できるものとし（第2項）、検事は、閲覧・謄写又は書面の交付を拒否するときは、48時間以内にその理由を書面で通知すべきものとしている（第3項、第4項）。

<sup>24</sup> 刑訴法第316条の15は、同項第1号から第9号まで又は同条第2項の類型に該当すること（類型該当性）を要件としている。しかし、同条は、検察官請求証拠の証明力判断のための証拠開示であり（落合義和ほか『刑事訴訟法等の一部を改正する法律及び刑事訴訟規則等の一部を改正する規則の解説』（法曹会、2010年）113頁）、いわゆる「受動的防禦」の要請であるから（酒巻匡『証拠開示制度の構造と機能』酒巻匡編著『刑事証拠開示の理論と実務』（判例タイムズ社、2009年）5頁）、類型該当性を要件とする根拠はない。もとより、類型に該当する証拠が「一般的・類型的」に必要性が高く、かつ、弊害が少ないため、「相当」と認められることが多いことは事実であろうが（同114頁注19）、類型に該当しない証拠であっても、「具体的・個別的に」必要性が高く、かつ、弊害が少ない証拠も想定できる。しかるに、類型該当性を要件とすると、このような証拠が開示されず、「受動的防禦」の要請を満たさない結果になるのである。「積極的防禦」の要請である主張関連証拠開示においては類型該当性が要件とされていないことと比較しても、「受動的防禦」の要請である類型証拠開示においてのみ、類型該当性を要件とする根拠はない（前注12の韓国刑事訴訟法第266条の3は③は、関連性のみを要件としており、類型該当性を要件としていない）。

至ったとき、②検察官請求証拠を追加したとき、③被告人側が主張を明示したとき、は追加して証拠の開示をしなければならないものとするべきである。

このように、開示の対象を検察官請求証拠の証明力又は被告人側の主張に関連する証拠に限定する現行刑訴法の証拠開示制度の基本的な枠組みを前提とするとしても、検察官が原則的な開示義務を負うものとするにより、請求と回答の往復を繰り返すことなく、迅速に防御の準備に必要な証拠が開示されるようにすべきである。

## 第8 自白事件の簡易迅速な処理のための制度について

### 1 法制審特別部会における議論の経緯

法制審特別部会においては、「新たな刑事司法制度の構築に当たり、限りある資源をどのように有効に分配するか、また、刑事司法に関わる者の負担と刑事司法制度の目的実現とをどのように調和させるかとの視点を欠くことはできないと思われる」ことから、「自白事件のうち少なくとも一定範囲のものを簡易迅速に処理するための新たな制度を設けるべきである」<sup>25</sup>として、自白事件を簡易迅速に処理するための制度が検討された。

その一方で、「被告人が有罪答弁を通じて当該事件について争わない」場合に、「合理的な疑いを超える証明を要せずに有罪判決を下すことができるとする仕組み」については、「公訴事実が証拠によって客観的に認められるかどうかを確認することなく被告人を有罪と認めることは、我が国の刑事司法制度が採用する実体的真実主義とはなじみにくく、現状においてこのような制度の採用に踏み切ることについて国民の理解を得るのは難しい」との意見もあり、「これを採用することにはなお慎重な検討を要する」とされ、上記基本構想の段階で、検討対象から外された。

そして、更なる議論の結果、法制審特別部会は、自白事件の簡易迅速な処理に資するものとして、「即決裁判における公訴取消後の再起訴制限の緩和」という案を取りまとめ、これが改正刑訴法第350条の26として規定された。

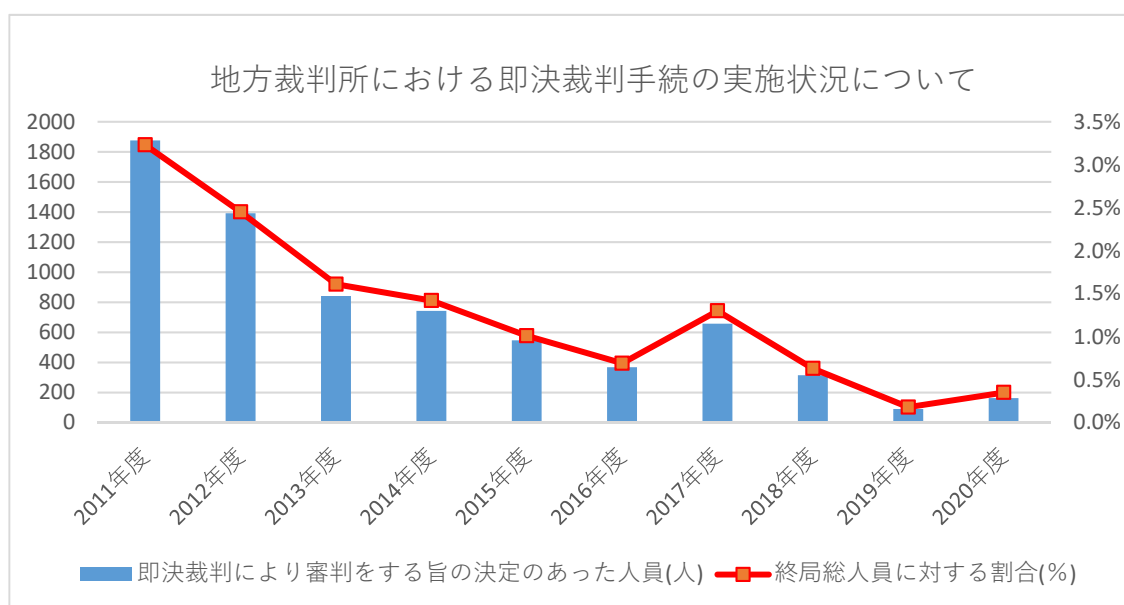
### 2 経緯と現状

自白事件の簡易迅速な処理というテーマについては、1953年改正において簡易公判手続（第291条の2）、2004年改正において即決裁判手続（現行第350条の16以下）が導入され、改正刑訴法における即決裁判における公訴取消後の再起訴制限の緩和は、「現行即決裁判手続の活用が限定的なものに

<sup>25</sup> 法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」（2013年1月）

とどまっている原因をも踏まえつつ検討」した結果として、「自白事件の簡易迅速な処理という趣旨をよりよく実現するとともに、事案に応じて、捜査段階の被疑者の身柄拘束期間を實際上短縮することにも資することになるよう」な措置として、検討され、導入に至ったものである。

しかし、自白事件の簡易迅速な処理を目的とした一連の法改正は、いずれも、功を奏したとは到底言えない。地方裁判所における即決裁判手続の実施状況についての司法統計を見ると、即決裁判により審判をする旨の決定のあった人員と終局総人員に対する割合は、次のように推移している。



このように、即決裁判制度の利用は、2017年度は一応増加しているものの、「再起訴制限の緩和が、即決裁判手続の活用状況に劇的な効果をもたらしたとはいえない」と評されている<sup>26</sup>。そして、2018年度は315人(0.63%)と再び減少に転じ、2019年度に至っては90人(0.18%)にまで落ち込み、2020年度も163人(0.35%)あったに過ぎない。

即決裁判における公訴取消後の再起訴制限の緩和は、自白事件の簡易迅速な処理という趣旨を実現することができず、捜査段階の被疑者の身柄拘束期間の短縮に資する結果を示すこともできなかったことは明らかである。

### 3 見直しの方向性

現行の刑訴法では公訴事実について争いがある事件と争いがない事件を区別せず審理が遂行されている。これにより、捜査もまた、これらを区別することなく全て同様の質量で行う必要があるとされてきた。これが、迅速に裁判を受

<sup>26</sup> 山根薫「即決裁判制度再考－訴追の意思決定と解明度」川上拓一編著『刑事手続法の理論と実務』（成文堂，2020年）408頁



ける権利の侵害や慢性的に長期の未決勾留を招く一因になっていることは否めない。取調べに過度に依存する捜査の体質の継続も同様である。無辜の不処罰を優先する観点からも、公訴事実について争いがある事件にこそ、より多くの資源を振り向けるべきである。

そこで、3年後見直しにおいては、自白事件を簡易迅速に処理する意義に改めて立ち返り、有罪答弁制度を導入すべきである。前記の法制審特別部会が懸念を示した実体的真実主義との関係は、何よりも無辜の不処罰という原理に反することがないようにとの趣旨と考えられる。そのためには、弁護人が選任されかつ同意していること、及び裁判所が公開の法廷で被告人の真意等を確認する手順を経ることが条件とされるべきである。裁判所が、有罪答弁を容れるには、被告人に対し放棄することになる権利その他の有罪答弁の効果を説明し、被告人の意思を確かめるとともに、弁護人・検察官との間でも事実関係の基礎を示す証拠の存在を確認し、その答弁が実体的真実に合致すると認めるときに有罪を宣告するという制度であれば、実体的真実主義になじみにくいとの懸念は当たらないというべきである。そして、無辜の不処罰という原理に反することがないようにするためには、事後的検証が可能であることが重要であるから、取調べは、全件・全過程において録音・録画されていることが、前提条件とされるべきである。

## 第9 結語

以上の理由から、当連合会は、刑訴法附則第9条第1項及び第2項に基づく3年後見直しにおいて、意見の趣旨記載の内容の規定改正を求める。

以上

## 別紙 取調べの録音・録画制度に関する事例

### 1 録音・録画が実施された事例

#### ①警察官が「人殺し」などと繰り返し発言した事例

- ・新聞報道された事例であるが、2016年に録音・録画された取調べ中に、警察官が被疑者に対して「人殺し」などと繰り返し発言していた。

#### ②検察官が「黙秘したら不幸になる」などと脅迫した上、供述と引き換えに余罪の立件見送ることを示唆して利益誘導した事例

- ・地検特別刑事部に逮捕された被疑者が、逮捕直後の取調べで不利益事実を承認する供述。その後、弁護人の指示で黙秘した。取調べが録音・録画されていたが、検察官が「黙秘などしていたら不幸になる」と述べて脅迫。さらに、話せば余罪の立件を見送ると示唆して利益誘導した。
- ・弁護人は、抗議書を送ると同時に、勾留延長に対する準抗告の理由中で違法取調べがなされたことを主張した。すると、別の検事が拘置所を訪ねて被疑者に対し、「録音・録画を確認した」「調書の内容は誤っていた」「準抗告で指摘された内容を取調べ中に（検察官が）言っていたことが確認できた」と述べた。手には、録画の反訳らしきものを持っていた。担当検察官は、取調べから外れた。

#### ③検察官が、黙秘する被疑者に対して、差別的な暴言を吐いた事例

- ・生物学的には女性だが自己認知は男性（外国人）である被疑者に対する殺人未遂事件の取調べ。
- ・検察官が黙秘する被疑者に「性別は女だけど、男として生きていきたいというなら、やったことに責任をもつ男らしさを見せた方が良い。」「男なら男らしく、自分のやったことに向き合って生きていく必要がある。」などの暴言。
- ・起訴後、弁護人が証拠開示を受けた取調べ記録媒体を確認したところ、上記発言が記録されていた。

#### ④検察官が、誤って睡眠薬を服用させられた直後の被疑者に対する取調べを行い、供述調書に署名・押印させた事例

- ・覚せい剤取締法違反等事件で、起訴後に検察官による任意調べ（余罪調べ）が行われた際、検察庁地下の同行室で、被疑者が、昼食後にいつも服用していた整腸剤だと思い、警察官から渡された薬を飲んだところ、突如眠気が襲ってきた。薬を渡した警察官も「ああ、間違えた。」などと述べて誤って睡眠薬を服用させたこ

とを認めた。その後、被疑者は、別室で寝かされたが、1時間程後に検事調べが開始された。被疑者は、検事調べ中の記憶がない状態であったところ、当該取調べにおいて、余罪を認める趣旨の自白調書が作成された。起訴後、証拠開示を受けた取調べ記録媒体を確認したところ、取調べ担当検事は、取調べの冒頭で「睡眠薬、間違って飲まされちゃったんだって？だいじょうぶ？（笑い声も録音されている）」などと発言していた。

#### ⑤検察官が、判断能力に問題がある被疑者を強引に誘導（誤導）して自白調書を作成した事例

- ・被疑者は、高齢の男性。飲酒運転で交通事故を起こし道交法違反で逮捕・勾留。警察官取調べは録音・録画なし。検察官取調べは録音・録画あり。
- ・被疑者は認知症の疑い（保釈後の診断で正式に判明した。）があることに加え、飲酒の影響で事件前から支離滅裂な行動があり、本人は事件前後の記憶がほとんどないと説明していた。検事調べにおいて、被疑者がおよそ認識していないと思われる事実関係についても、強引に誘導（誤導）して自白調書が作成されていたことが録音・録画を見て判明した。
- ・危険運転致傷（酩酊類型）で起訴。公判では当該供述調書について問題のある箇所を一部不同意とする証拠意見を述べた。被告人質問後、検察官は、一部不同意部分の証拠調べ請求を撤回した。

#### ⑥検察官が、黙秘権行使をする被疑者に暴言を吐いた事例

- ・検察官が、取調べ中に、黙秘権を行使する被疑者に対して、「人一人殺して何を開き直っているのか。」「黙秘しますで通っているのか。」「人殺しなんだから反省しろ。」「反省している奴が黙秘なんてしないんだ。」「黙秘する権利なんかない。」「黙秘なんて言葉に逃げるんじゃない。」等々の暴言を繰り返し吐いた。
- ・弁護人が、検察官に抗議文を送ったところ、検察官は取調べ記録媒体を確認したとして「確かに行き過ぎた言動があった。」と認めた。

#### ⑦検察官が、調書への署名を拒否する被疑者に対し、署名するよう強要した事例

- ・窃盗の事案。被疑者が署名を拒否すると、検察官が「署名しないのは否認しているのと同じだ。」と告げた。被疑者は強い恐怖を感じ、署名・指印をした。
- ・弁護人が苦情申入れをした後、担当検察官から連絡があり、取調べ記録媒体を確認し、実際にそのような発言をしたことがあったことを認めた上で、署名・指印した調書は証拠請求しない予定である、との回答がなされた。

## 2 録音・録画が実施されなかった事例

### ⑧在宅捜査中の警察官による取調べにおいて、虚偽の自白調書が作成された事例(無罪)。

- ・ 迷惑防止条例違反被告事件。当初は銃刀法違反（盗撮の疑いで任意の事情聴取中にステークナイフの携帯が発覚）で逮捕。勾留請求却下となり在宅捜査中に実施された取調べにおいて、被疑者が、盗撮時の撮影姿勢や撮影時間等を詳細に説明したかのような、事実と異なる内容の「自白調書」が作成された。
- ・ その後、銃刀法違反につき起訴猶予、盗撮につき条例違反で略式命令請求（罰金30万円）されたが、被告人が弁護人に相談し、虚偽の調書が作成されたことを説明したことから、正式裁判を申し立てるに至った。
- ・ 裁判所は、作成された自白調書について、内容が不自然・不合理であり、客観的証拠（実際の撮影動画）とも整合しないとして、信用性を否定し、無罪判決を言い渡した。

### ⑨任意同行中、長時間にわたり被疑者を犯人であると決めつける取調べが行われた事例（無罪）

- ・ 駐車場内の車に、漂白剤様の液体をかけて塗装を脱色させたとする器物損壊事件。近隣に住む女性が任意同行を求められた後に逮捕・勾留され、その後起訴された。
- ・ 事件直後の任意同行後の取調べで、警察官が、女性を犯人と決めつけ、3時間にわたり取調べを行い、自白を強要した。
- ・ 裁判所は、目撃者の供述の信用性に疑問がある等の理由から、無罪判決を言い渡した。検察官が控訴したが控訴棄却。
- ・ 弁護人は、公判において、取調べに違法があったこと等を理由に公訴棄却判決を求める主張も行っていたが、判決では、「弁護人の主張及び被告人の供述を前提としても、公訴の提起自体が職務犯罪を構成するような公訴の提起を無効ならしめる場合に該当するとは明らかに認められ」ないとして、取調べの違法の有無について明示的に判示しなかった。

### ⑩警察官が、勾留中の被疑者に対し、供述調書の作成（署名・押印）を強要した事例

- ・ 被疑事実には争いのない詐欺未遂事件。警察官が、供述調書の署名・押印を拒否した被疑者に対し、「作成しないなら最大の刑を与える。」などと申し向け、供述調書の作成（署名・押印）を強要した。

- ・ 弁護人が、担当検察官及び所管警察署長に苦情申入れを行ったところ、当該警察官が、取調べ担当から外れた。

#### ⑪警察官が、弁護人選任権教示義務違反等の疑いのある取調べを行った事例

- ・ 被疑者は男性、被疑事実は妻を被害者とする暴行。
- ・ 警察官が、被疑者に対して、誤った内容で弁護人選任権の教示を行った（50万円以上の資力がある場合、後から弁護士費用を請求されるなどと述べた上、当番弁護士制度を説明しなかった等）。さらに、秘密接見の侵害や黙秘権侵害にあたると思われる取調べ時の言動があった。
- ・ 弁護人から苦情申入れを行ったところ、担当警察官の上司から「問題ない」との回答があったが、取調べの録音・録画が実施されていないため、弁護人の苦情申入書記載の取調官の言動がない（正確に教示した）という意味か、申入書記載の言動はあったが捜査機関において問題ないと評価したという意味かは明らかとならなかった。

#### ⑫録音・録画義務を回避するために逮捕直前の「任意同行中」の取調べを利用した可能性のある事例

- ・ 被告人（女性）が、生後11か月の長女を殺害したという殺人事件（改正刑訴法301条の2施行後である2020年の事件）。
- ・ 本件は起訴され、争点は責任能力であった。起訴前の精神鑑定は完全責任能力を示唆する内容だったが、弁護人は心神耗弱の主張を行った。
- ・ 起訴後、検察官が証拠請求した被告人供述調書の存在から、弁護人は、逮捕直前の「任意同行」中に録音・録画を行わない状態で取調べが実施されていたこと及び当該取調べ中に責任能力の争点との関係で被告人に不利な内容の供述調書が作成されていた事実を知った。その後、弁護人は、所轄警察署長及び県警本部宛てに苦情申入れを行ったが、何ら回答がなかった。
- ・ 公判前整理手続において、上記被告人供述調書の任意性を争う旨の証拠意見を提出したところ、被告人質問を先行して採否を決めることになった。被告人質問では、問題となる取調べでのやりとりや供述内容について言及されず、その後、検察官が当該供述調書の請求を撤回した。

#### ⑬警察官が、暴言により余罪の供述を強要して供述調書を作成した事例

- ・ 窃盗（特殊詐欺の「受け子」の嫌疑）被疑事件。
- ・ 警察官が、被疑者の交通系ICカードの履歴を示す等しながら、余罪について「て

めえやったんだろ。」「早く言えよ。」などと威圧的な言動を繰り返した。被疑者が記憶がない旨説明しても「とぼけんじゃねえ。」「どうせ覚えてんだろ。」「反省してねえじゃねえか。」などと威圧し、人格を否定するような言動を繰り返した。当該取調べの結果、被疑者は、実際には覚えていない駅名を記憶しているかの記載や受け取っていない報酬を受領したかのような記載のある内容虚偽の供述調書を作成（署名・指印）するに至った。

- ・ 弁護人が苦情申入れを行った結果、その後担当警察官が交代したが、苦情申入れに対する応答はなかった。

#### ⑭死体遺棄の被疑事実による任意同行中に作成された自供書が、殺人被告事件の証拠として用いられた事例

- ・ 70代女性と40代女性の母娘両名が、夫（父親）である70代男性を殺害し、死体を遺棄したとして起訴された死体遺棄・殺人被告事件。
- ・ 死体遺棄の被疑事実による逮捕直前の「任意同行」中に、母及び娘のそれぞれが「単独で犯行（殺人）を行った。」とする内容の自供書を作成した。いずれの取調べについても、自供書の作成時以降は録音・録画が実施されていたが、その前の自供に至る取調べ過程については録音・録画が実施されていなかった。
- ・ 両名の公判は分離された。判決は、母は懲役1年6月（執行猶予3年）・殺人罪につき無罪（検察官控訴）、娘は懲役13年・両罪につき有罪（被告人控訴）となった。
- ・ 娘の公判において、弁護人は、娘の自供書について任意性及び信用性を争ったが、裁判所は任意性を認めた上で、殺人の犯行態様を認定する証拠として信用性も肯定できるとして、殺人罪を認定する証拠としてこれを用いた。

#### ⑮在宅取調べの際、調書に署名をすれば早く帰れる旨の虚偽説明がなされた事例

- ・ 自閉症スペクトラム障害のある被疑者（女性）が、母親の首を締めたという殺人未遂事件。被疑者は自ら110番通報し、警察で在宅被疑者として、録音・録画の実施がない状態で取調べを受けた。
- ・ 取調べに際して、殺意を認める内容の供述調書が作成され署名を求められたが、被疑者は記載の訂正を求めた。取調官は訂正を拒み、さらに「署名すれば早く帰れる。」と虚偽の説明を行って、被疑者に調書への署名・押印をさせた。
- ・ その後、被疑者は逮捕された（逮捕後は、取調べの録音・録画が実施された。）が、不起訴処分を終了した。